

○国立大学法人上越教育大学における経営等人材の確保・育成方針

〔 令和5年8月2日
学長裁定 〕

国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）は、上越教育大学憲章の理念を実現するため、以下の方針に則り、法人経営及び大学運営（以下「経営等」という。）を担う人材（以下「経営等人材」という。）を戦略的かつ計画的に確保・育成する。

（経営等人材の確保）

- 1 理事は、教育研究と経営の双方について責任と権限を有する法人の長としての学長を補佐するものであることから、理事の選任に当たっては、国立大学法人上越教育大学理事選考規則（平成16年規則第12号）第2条第2項の規定に基づき、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有している適任者を登用する。また、多様な分野における豊富な知識や経験を経営等に活用するため、外部からの人材を理事として登用する。
- 2 副学長は、教育研究に関する業務又は教育研究に関連して本法人が実施する事業等に係る企画・立案及び連絡調整等について学長を補佐するものであることから、副学長の選任に当たっては、国立大学法人上越教育大学副学長の選考等に関する規則（平成16年規則第13号）第3条第2項の規定に基づき、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、上越教育大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有している適任者を登用する。

（経営等人材の育成）

- 3 学長を補佐するポストを置き、中堅・若手教員や女性教員等を戦略的に登用し、法人経営又は教育研究の推進に責任ある立場で参画させることにより、将来的に経営等を担いうる人材を育成する。
- 4 事務系職員には、経営等に関わる職を経験させることにより、中長期的な視点に立って計画的に育成するとともに、教職協働を推進するため、経営等に関する情報収集・分析、企画立案、意思決定の過程に参画させる。